

福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業 Q & A

【趣旨（要綱第1条・要領1関係）】

Q 1 本事業の目的は何か。

A 1 本事業は、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等に直面する生活困窮者に対する支援ニーズの増加に対応するため、活動地域の自立相談支援機関と連携し、生活困窮者支援に取り組む民間団体に対して必要な活動経費を緊急的に助成することにより、生活困窮者を支援することを目的とするものです。

なお、本事業は国の原油価格・物価高騰等総合支援対策における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（以下「交付金」といいます。）を活用して実施するものです。

【実施主体（要綱第2条・要領2関係）】

Q 2 事業実施主体について、原則として1年以上の活動実績を有することとあるが、従前より生活困窮者等の支援を実施していた団体において、昨年度中に法人名や法人格を変更したり、取得等したりした場合は、1年以上の実績を有する団体と認められるか。

A 2 従前の事業実施団体の活動について、引き続き現行の団体が実施していると認められる場合は、現行の団体について1年以上の実績を有する団体として認めることとします。

そのような場合は、事業の応募に際して、従前の団体における実績及び現行の団体の関係がわかる資料を提出してください。

Q 3 本事業と同趣旨の事業を実施している又は実施する予定である市を主要な活動地域とする民間団体が本事業に応募できないのはなぜか。

A 3 本事業は、国の交付金を活用し、活動地域の自立相談支援機関（市及び県（委託先：県社会福祉協議会））と連携し、地域の実情に応じた生活困窮者支援に取り組む民間団体に対して必要な費用を助成するものです。

したがって、本事業の活用を希望する民間団体が活動している地域が属する市において、本事業と同趣旨の事業を実施している又は実施することを予定している場合、当該市の助成事業を活用することで、市と連携し、地域の実情に応じた支援を行う最も適切に行うことができるためです。

【補助対象事業等（要綱第3条・要領3関係）】

Q 4 どのような事業が対象になるのか。

A 4 例えば、生活困窮者に対する相談支援、居場所づくりの支援、就労・生活支援、住まいの確保等の支援、食料の支援、こどもの学習支援等、生活困窮者に対する支援を内容とする事業が対象になります。

ただし、事業の実施に当たっては、原則として、活動地域の自立相談支援機関と連携が図られている必要があります。

なお、事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず外部委託する事業、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業、事業の大部分が設備整備や備品購入費等である事業、調査・研究を目的とする事業、国・県・地方公共団体から委託を受けて行う事業は対象となりません。

Q 5 新規事業ではなく、現在実施している事業について申請したいが、対象となるか。

A 5 国、県又は市町村その他の団体等から補助（生活困窮者支援に係る助成金に関わらずあらゆる種類の助成金・補助金等）を受けている事業や国・県・地方公共団体から委託を受けている事業ではないことのほか、令和6年2月28日までに事業を完了させるなど、福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）、福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業公募要領の要件を満たしていれば対象となります。

なお、対象経費は、事業採択決定日から令和6年2月28日までに支出した経費となります。（採択日前に支出した経費は補助の対象となりません。）

Q 6 補助対象経費について、採択日から令和6年2月28日までの間に支出された経費として知事が認めた経費とあるが、採択決定以降であれば補助金交付決定前であっても補助対象となるのか。

A 6 採択決定以降であれば、補助金交付決定前に支出した経費であっても補助対象となりますが、交付要綱に基づき、補助金交付申請、交付決定等、一連の手続きを経なければ、補助金は交付されません。

なお、採択前に支出した経費は補助の対象となりません。

Q 7 対象経費のうち、賃金について団体の管理業務等に当たる職員の人件費、事務所の賃料は対象外となっているが、事業の実施に当たって必要となる部分についてのみ、必要経費として計上しても差し支えないか。

A 7 団体の管理職員や団体の本来業務に従事しながら本事業の庶務業務等の手伝い等を行う場合、団体の事務所の一角で本事業の業務を行う場合など、従来の事業等との区分が明確にできない経費については対象外とします。
なお、本事業の業務に直接従事する者の賃金や、本事業の実施に当たり新たに事務室を借りる場合などの賃料については対象となります。

Q 8 他の補助金と併用して本助成金を受けることは可能か。

A 8 原則として、国、県又は市町村その他の団体等から補助（生活困窮者支援に係る助成金に関わらずあらゆる種類の助成金・補助金等）を受けている事業に本事業による費用を充てることはできません。

ただし、既に補助等を受けている事業であっても、本事業による費用助成により追加的に事業を実施する場合であって、既に受けている助成等と本事業による費用助成を経理区分して実施する場合に限り、当該追加的な事業について本事業による費用助成を充てることは可能です。

その場合は、既に実施している事業と追加的に実施する事業について、内容、人員、経理等を明確に区分できることが確認可能な書類を提出してください。

【交付申請関係等（要綱第4条・要領7関係）】

Q 9 募集期間内に応募すれば、必ず採択されるのか。

A 9 応募のあった事業については、福島県生活困窮者緊急助成事業審査委員会における審査、福島県生活困窮者自立支援連絡協議会における合意を経て、福島県知事が採否を決定するため、必ず採択されるとは限りません。

Q10 事業採択後の手続きはどのようなになるのか。

A10 応募事業の採否は決定後に採択された団体にお知らせします。

採択された団体には、補助上限額、採択の条件等を内示しますので、速やかに補助金交付申請書（第1号様式）及び「福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業計画書」（様式1）一式を提出してください。

採択事業には、実施方法や補助申請上限額等について、条件を付すことがあります。また、一部減額して採択する場合や不採択とする場合もあります。

Q11 採択を受けた事業の内容を変更したい場合、どのような手続きが必要か。

A11 採択を受けた団体は、事業計画に沿って事業を実施いただく必要がありますので、計画に沿わない事業（経費の支出）は補助の対象外となります。

しかしながら、支援の対象としている生活困窮者の状況等により事業の変更を余儀なくされる場合等やむを得ない事情がある場合は、採択を受けた事業の主要な部分に大きな変更を及ぼさない範囲において、事業の一部の変更を認めることもありますので、速やかに御相談ください。

【状況報告（要綱第10条関係）】

Q12 知事は必要があると認める場合は、進捗状況等の報告を求めるとあるが、活動期間中に何らかの報告を求められることがあるのか。

A12 採択された団体に対しては、事業実施期間中に書類及び現地で進捗状況等の報告等を頂くことを予定しておりますので、あらかじめ御承知ください。

【その他】

Q13 採択された事業は公表されるのか。

A13 採択された事業、民間団体名等については、福島県のホームページ等で公表します。